事務連絡

平成21年10月16日

各都道府県介護保険担当課（室）　御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護職員処遇改善交付金に関する取扱いについて

　平素は、介護保険制度の円滑な運営に御協力いただき、御礼申し上げます。

　また、介護職員処遇改善交付金の執行につきましては、平成21年度補正予算の一部見直しにより、事業の執行に関してご心配をおかけしていることについてお詫び申し上げます。

　さて、先般、長妻厚生労働大臣から、「本交付金については当初の予定どおり実施するとともに、平成24年度以降についても、介護職員の処遇改善に取り組む。」旨の方針が示され、本交付金の積極的活用についての発言がありました。

　これにあわせ、事業者が申請を躊躇された事実及び大臣の方針等をふまえ、平成21年度の交付金申請は、12月中の申請に対しては10月サービス提供分に遡及して交付対象とすることとし、平成21年８月３日付けのＱ＆Ａの内容を一部変更しましたのでお知らせします（別添１参照）。

　なお、新たに交付金の広報資料（別添２）を作成しましたのでお送りします。この資料については、10月下旬から各国保連において、各事業所に対して送付される介護給付費等支払決定額通知書に同封して周知を行うほか、各事業者団体においてさらなる周知を行っていただく際にも活用していただくこととしています。

　各都道府県におかれましては、平成24年度以降の取扱い等について、広報資料等を活用のうえ、事業者に対して改めて周知していただくとともに、できるだけ多くの事業者に申請を行っていただくよう、積極的な働きかけをお願いいたします。また、平成21年中の申請については、10月サービス提供分に遡及して交付対象として取扱いいただくようお願いいたします。

　あわせて、管内市町村に対しても、周知していただくようお願いいたします。

|  |
| --- |
| 【照会先】  老健局介護保険計画課企画法令係  　　　　　　　　　　財政第一係  　　　　　（直通）03-3595-2890  　　　　　（内線）2164,2264 |

○　８月３日付追加分の修正について

（別添１）

|  |
| --- |
| （問22）平成21年11月以降に申請のあった事業者に対して、10月サービス提供分にかかる交付金の支払いを行うことは可能か。 |

（答）

　　 交付金は、原則として申請月のサービス提供分から対象とすることとしており、申請月より遡っての支給は認められないが、平成21年度補正予算の一部見直しによる影響等を考慮し、平成21年12月中に申請のあった事業者に限り、特例的に10月サービス提供分に遡及して交付金を支払うこととする。